



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- 沖縄県税条例等の一部を改正する条例（税務課）…………… 3
- 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（市町村課）…………… 13
- 沖縄県生活環境保全条例の一部を改正する条例（環境保全課）…………… 14
- 公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例（自然保護・緑化推進課）…………… 18
- 沖縄県青少年保護育成審議会設置条例（青少年・子ども家庭課）…………… 22
- 沖縄県医療施設耐震化臨時特例基金条例を廃止する条例（保健医療政策課）…………… 25
- 沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例（港湾課）…………… 25
- 沖縄県いじめ防止対策審議会設置条例（教育庁県立学校教育課）…………… 27
- 沖縄県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例（県議会事務局政務調査課）…………… 28

規 則

- 沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則（行政管理課）…………… 30
- 沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）…………… 30
- 住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則（市町村課）…………… 32
- 沖縄県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（環境保全課）…………… 34
- 公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例施行規則（自然保護・緑化推進課）…………… 40
- 沖縄県青少年保護育成審議会規則を廃止する規則（青少年・子ども家庭課）…………… 42
- 沖縄県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則（港湾課）…………… 42

教育委員会事項

- 沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則…………… 43

公布された条例のあらまし

○ 沖縄県税条例等の一部を改正する条例（条例第36号）

1 沖縄県税条例の一部を次のように改正することとした。＜第1条＞

- (1) 平成28年4月1日以後に開始する事業年度に係る資本金の額又は出資金の額1億円超の普通法人の事業税の税率は、付加価値割については100分の0.96、資本割については100分の0.4、所得割について所得のうち年400万円以下の金額にあつては100分の2.5、所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額にあつては100分の3.7、所得のうち800万円を超える金額にあつては100分の4.8とする。（第49条関係）
- (2) 個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を1年半延長し、居住年が31年であるものまでとすることとする。（附則第5条の2関係）
- (3) 1,000本につき411円とする紙巻たばこ旧3級品に係る県たばこ税の特例税率を4年間で段階的に廃止する。（附則第14条関係及び附則第8項から第20項まで）
- (4) 有害鳥獣捕獲等の事業を実施する認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟税を課税免除とする。（附則第20条関係）
- (5) その他所要の改正を行う。（第18条、第20条、第42条、第45条の13、第48条、第60条の1、第73条、附則第8条、附則第12条の2及び附則第20条の2関係）

- 2 沖縄県税条例及び沖縄県位置境界不明地域内における各筆の土地の位置境界の明確化に伴い取得した不動産に対する不動産取得税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正することとした。<第2条>
地方消費税率の78分の22への引上げ時期を平成29年4月1日に変更する。(附則第1項関係)
- 3 沖縄県税条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正することとした。<第3条>
地方税法の改正に伴い関係規定の整理を行う。(第42条関係)
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(5)中第60条の1に係る部分については平成27年10月1日から、1(5)中第20条及び第45条の13関係に係る部分については平成28年1月1日から、1(1)及び(3)並びに1(5)中第18条、第42条、第48条及び附則第8条関係に係る部分については平成28年4月1日から施行することとした。(附則第1項)
- 5 その他条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項から第7項まで及び第21項)

○ 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例(条例第37号)

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による住民基本台帳法の一部改正に伴い、情報提供手数料の額の決定に関する規定を廃止するほか、規定の整理を行うこととした。(第2条から第10条まで関係)
- 2 この条例は、平成27年10月5日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県生活環境保全条例の一部を改正する条例(条例第38号)

- 1 一般粉じん、特定粉じん及び特定粉じん排出等作業の定義を追加することとした。(第2条関係)
- 2 特定粉じん排出等作業に係る作業基準を定めることとした。(第23条の2関係)
- 3 特定粉じん排出等作業の実施の届出を定めることとした。(第23条の3関係)
- 4 3の届出が作業基準に適合していない場合における計画の変更を命ずる規定を定めることとした。(第23条の4関係)
- 5 解体等工事が特定工事に該当するか否かの調査等及び当該調査の結果の掲示を定めることとした。(第23条の5関係)
- 6 特定工事を施工する者に作業基準の遵守義務を定めることとした。(第23条の6関係)
- 7 作業基準を遵守していない場合における作業基準適合命令等を定めることとした。(第23条の7関係)
- 8 発注者が作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないよう配慮規定を定めることとした。(第23条の8関係)
- 9 第23条の3の規定による届出をした者又は大気汚染防止法第18条の15第1項若しくは第2項の規定により知事に届出をした者に当該届出に係る作業完了届出を義務付けることとした。(第23条の9関係)
- 10 解体等工事の発注者等に対し、特定粉じん排出等作業等の状況の報告を求め、これらの者の工場等に立ち入り、検査等を行うことができるように定めることとした。(第53条関係)
- 11 この条例の規定及びこれによる命令等に違反した者に対する罰則を定めることとした。(第58条及び第59条関係)
- 12 その他所要の改正を行うこととした。(目次、第2条、第4条第2項、第19条の見出しから第22条まで及び第50条第1項関係)
- 13 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。(附則第1項)
- 14 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項から第4項まで)

○ 公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例(条例第39号)

- 1 条例の目的について定めることとした。(第1条)
- 2 定義について定めることとした。(第2条)
- 3 特定外来生物が付着又は混入している埋立用材の県内への搬入の禁止について定めることとした。(第3条)
- 4 事業者の埋立用材の搬入の届出について定めることとした。(第4条)
- 5 第4条の規定による届出事項について変更があった場合の届出について定めることとした。(第5条)
- 6 第4条の規定による届出又は第5条の規定による変更の届出を行わなかった事業者に対する措置について定めることとした。(第6条)
- 7 事業者の届出について、条例の目的達成のため必要な限度で、知事が事業者に対しとることのできる措置について定めることとした。(第7条)
- 8 特定外来生物が付着又は混入しているおそれがある埋立用材があると認めるときの立入調査等について定

- めることとした。(第8条)
- 9 第8条第1項の規定による立入調査等の結果、埋立用材に特定外来生物が付着又は混入していると認めるとき又は第7条の規定による措置若しくは第8条第1項の規定による立入調査等に正当な理由なく応じないときの事業者に対する措置について定めることとした。(第9条)
- 10 専門的知識を有する者からの意見聴取について定めることとした。(第10条)
- 11 事業者が正当な理由なく措置に応じないとき又は特定外来生物の付着又は混入防止のため適切な措置をとらなかったときの公表等について定めることとした。(第11条)
- 12 規則への委任について定めることとした。(第12条)
- 13 この条例は、平成27年11月1日から施行することとした。(附則第1項)
- 14 条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項及び第3項)

○ 沖縄県青少年保護育成審議会設置条例(条例第40号)

- 1 沖縄県青少年保護育成審議会(以下「審議会」という。)の設置について定めることとした。(第1条)
- 2 審議会の担任する事務について定めることとした。(第2条)
- 3 審議会の組織について定めることとした。(第3条)
- 4 審議会の委員の任期について定めることとした。(第4条)
- 5 審議会の会長について定めることとした。(第5条)
- 6 審議会の会議について定めることとした。(第6条)
- 7 審議会の部会について定めることとした。(第7条)
- 8 審議会の庶務について定めることとした。(第8条)
- 9 審議会の運営に関し必要な事項について定めることとした。(第9条)
- 10 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則第1項)
- 11 この条例の施行に伴い、関係条例について所要の規定の整理を行うこととした。(附則第2項及び第3項)

○ 沖縄県医療施設耐震化臨時特例基金条例を廃止する条例(条例第41号)

- 1 沖縄県医療施設耐震化臨時特例基金条例は、廃止することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例(条例第42号)

- 1 運天港上運天地区に設置する給電設備の使用料の徴収根拠を定めることとした。(別表第2関係)
- 2 この条例は、平成27年9月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県いじめ防止対策審議会設置条例(条例第43号)

- 1 沖縄県いじめ防止対策審議会(以下「審議会」という。)の設置について定めることとした。(第1条)
- 2 審議会の担任する事務について定めることとした。(第2条)
- 3 審議会の組織について定めることとした。(第3条)
- 4 審議会の委員の任期について定めることとした。(第4条)
- 5 審議会の会長について定めることとした。(第5条)
- 6 審議会の会議について定めることとした。(第6条)
- 7 審議会の庶務について定めることとした。(第7条)
- 8 審議会の運営に関し必要な事項について定めることとした。(第8条)
- 9 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例(条例第44号)

- 1 選挙区及び選挙すべき議員数を改めることとした。(第2条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則第1項)
- 3 この条例は、施行の日以後に告示された一般選挙から適用することとした。(附則第2項)

条 例

沖縄県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 7月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第36号

沖縄県税条例等の一部を改正する条例

(沖縄県税条例の一部改正)

第1条 沖縄県税条例(昭和47年沖縄県条例第59号)の一部を次のように改正する。

第18条第3項中「第24条第3項」を「第23条第1項第18号」に改める。

第20条第2項に次のただし書を加える。

ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

第42条第4項中「場合を除く。）」の次に「又は第144条の3第1項(同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を除く。）」を加える。

第45条の13第1項中「あつては」を「おいて」に改め、「取り扱う者」の次に「があるときは、その者」を加える。

第48条第2項中「第72条の23第1項ただし書」を「第72条の23第2項」に、「第72条の18」を「第72条の18第1項第2号」に改める。

第49条第1項第1号ア中「100分の0.72」を「100分の0.96」に改め、同号イ中「100分の0.3」を「100分の0.4」に改め、同号ウの表中「100分の3.1」を「100分の2.5」に、「100分の4.6」を「100分の3.7」に、「100分の6」を「100分の4.8」に改め、同条第3項第1号ア中「100分の0.72」を「100分の0.96」に改め、同号イ中「100分の0.3」を「100分の0.4」に改め、同号ウ中「100分の6」を「100分の4.8」に改める。

第60条の1第1項中「譲渡等」の次に「及び同項に規定する特定課税仕入れ」を加え、「すべて」を「全て」に改める。

第73条中「又は第2項第1号」を「若しくは第2項第1号」に改める。

附則第5条の2第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改め、同条第4項中「平成29年」を「平成31年」に改める。

附則第8条中「平成27年4月1日」を「平成28年4月1日」に、「100分の3.1」とあるのは「100分の1.6」を「100分の2.5」とあるのは「100分の0.9」に、「100分の4.

6」を「、「100分の3.7」に、「100分の2.3」を「100分の1.4」に、「100分の6」とあるのは「100分の3.1」を「100分の4.8」とあるのは「100分の1.9」に改める。

附則第12条の2を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第23条に規定する認定事業者が同法第24条第1項に規定する認定計画に基づき当該認定計画に係る事業区域の区域内において同法第25条に規定する認定事業の用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の1に相当する額を価格から控除する。

附則第14条を次のように改める。

第14条 削除

附則第20条中「次条」を「次項及び次条」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。次条第2項において同じ。）が、県の区域を対象として鳥獣保護管理法第9条第1項（鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第1項において同じ。）の規定による許可を受け、又は鳥獣保護管理法第14条の2第9項の規定により鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第8項（鳥獣保護管理法第14条の2第9項又は鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第2項において同じ。）に規定する従事者証（次条第2項において「従事者証」という。）の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成31年3月31日までに行われたときは、第202条第1項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さないものとする。

附則第20条の2第2項中「鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者に係る」を「認定鳥獣捕獲等事業者に係る」に改める。

（沖縄県税条例及び沖縄県位置境界不明地域内における各筆の土地の位置境界の明確化に伴い取得した不動産に対する不動産取得税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 沖縄県税条例及び沖縄県位置境界不明地域内における各筆の土地の位置境界の明確化に伴い取得した不動産に対する不動産取得税の減免の特例に関する条例の一部を改

正する条例（平成25年沖縄県条例第57号）の一部を次のように改正する。

附則第1項第4号中「平成27年10月1日」を「平成29年4月1日」に改める。

附則第4項中「及び第2条」を「（特定資産の譲渡等（消費税法第2条第1項第8号の2に規定する特定資産の譲渡等をいう。以下同じ。）に該当するものを除く。）及び特定課税仕入れ（同法第5条第1項に規定する特定課税仕入れをいう。以下同じ。）並びに第2条」に、「及び施行日」を「（平成27年10月1日以後に行った課税資産の譲渡等については、特定資産の譲渡等を除く。）及び特定課税仕入れ並びに施行日」に改める。

（沖縄県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 沖縄県税条例の一部を改正する条例（平成26年沖縄県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第42条第4項の改正規定を削る。

附則第1項第2号中「、第42条」を削る。

附則第3項中「及び第42条」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第60条の1第1項及び第2条中附則第4項の改正規定並びに附則第6項の規定 平成27年10月1日

(2) 第1条中第20条第2項及び第45条の13第1項の改正規定並びに附則第2項及び附則第3項の規定 平成28年1月1日

(3) 第1条中第18条第3項、第42条第4項、第48条第2項、第49条第1項第1号及び第3項第1号、附則第8条並びに附則第14条の改正規定並びに附則第4項、附則第5項及び附則第8項から附則第20項までの規定 平成28年4月1日

（県民税に関する経過措置）

2 第1条の規定による改正後の沖縄県税条例（以下「新条例」という。）第20条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成27年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例第45条の13第1項の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に

支払を受けるべき地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第15号に規定する特定配当等に係る県民税の配当割の特別徴収について適用し、同日前に支払を受けるべき平成27年改正法第1条の規定による改正前の地方税法第23条第1項第15号に規定する特定配当等に係る県民税の配当割の特別徴収については、なお従前の例による。

- 4 新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

- 5 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（地方消費税に関する経過措置）

- 6 新条例第60条の1第1項の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に事業者（地方税法第72条の77第1号に規定する事業者をいう。以下この項において同じ。）が行う課税資産の譲渡等（消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等のうち、特定資産の譲渡等（所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）第4条の規定による改正後の消費税法（以下この項において「新消費税法」という。）第2条第1項第8号の2に規定する特定資産の譲渡等をいう。）以外のものをいう。）及び特定課税仕入れ（新消費税法第5条第1項に規定する特定課税仕入れをいう。）に係る地方消費税について適用し、同日前に事業者が行った課税資産の譲渡等（消費税法第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等をいう。）に係る地方消費税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

- 7 新条例附則第12条の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(県たばこ税に関する経過措置)

- 8 別段の定めがあるものを除き、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった同号に掲げる規定による改正前の沖縄県税条例（以下「旧条例」という。）附則第14条に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下「紙巻たばこ3級品」という。）に係る県たばこ税については、なお従前の例による。
- 9 次の各号に掲げる期間内に、新条例第83条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る県たばこ税の税率は、新条例第85条の2の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。
- (1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき481円
 - (2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき551円
 - (3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき656円
- 10 平成28年4月1日前に旧条例第83条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（旧条例第85条の3第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第83条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には県内に所在する当該紙巻たばこ3級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には県内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。
- 11 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成27年改正法附則第12条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日までに知事に提出しなければならない。
- 12 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、当該申告書に記載した県たばこ税額に相当する金額を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。附

則第14項において「施行規則」という。) 第16号の4様式の納付書によって納付しなければならない。

- 13 附則第10項の規定により県たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第85条の5第5項の規定中「法第74条の12第2項」とあるのは「平成27年改正法附則第12条第7項の規定により適用される法第74条の12第2項」と、新条例第85条の5の2の規定中「前条第1項から第3項まで」とあるのは「沖縄県税条例等の一部を改正する条例（平成27年沖縄県条例第36号）附則第11項」と、「これらの項に規定する申告書の提出期限」とあるのは「平成28年5月2日」と読み替えて、新条例の規定中県たばこ税に関する部分（新条例第85条から第85条の3まで、第85条の5第1項から第4項まで及び第85条の7の規定を除く。）を適用する。
- 14 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、県内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、附則第10項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、新条例第85条の7の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第85条の5第1項から第4項までの規定により知事に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式を添付しなければならない。
- 15 平成29年4月1日前に新条例第83条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（新条例第85条の3第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には県内に所在する当該紙巻たばこ3級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には県内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業

者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。

- 16 附則第11項から第14項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第11項	前項	附則第15項
	附則第12条第4項	附則第12条第10項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
附則第12項	前項	附則第16項において準用する附則第11項
	平成28年9月30日	平成29年10月2日
附則第13項	附則第10項	附則第15項
	同項	同項及び附則第16項において準用する附則第11項
	附則第12条第7項	附則第12条第10項において準用する同条第7項
	附則第11項	附則第16項において準用する附則第11項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
附則第14項	附則第10項	附則第15項

- 17 平成30年4月1日前に新条例第83条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規

定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には県内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には県内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき105円とする。

18 附則第11項から第14項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第11項	前項	附則第17項
	附則第12条第4項	附則第12条第12項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
附則第12項	前項	附則第18項において準用する附則第11項
	平成28年9月30日	平成30年10月1日
附則第13項	附則第10項	附則第17項
	同項	同項及び附則第18項において準用する附則第11項
	附則第12条第7項	附則第12条第12項において準用する同条第7項
	附則第11項	附則第18項において準用する附則第11項

	平成28年 5月 2日	平成30年 5月 1日
附則第14項	附則第10項	附則第17項

19 平成31年 4月 1日前に新条例第83条第 1項の売渡し又は同条第 2項の売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には県内に所在する当該紙巻たばこ 3級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には県内に所在する当該紙巻たばこ 3級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき204円とする。

20 附則第11項から第14項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第11項	前項	附則第19項
	附則第12条第 4項	附則第12条第14項において準用する同条第 4項
	平成28年 5月 2日	平成31年 4月 30日
附則第12項	前項	附則第20項において準用する附則第11項
	平成28年 9月 30日	平成31年 9月 30日
附則第13項	附則第10項	附則第19項
	同項	同項及び附則第20項において

		準用する附則第11項
	附則第12条第7項	附則第12条第14項において準用する同条第7項
	附則第11項	附則第20項において準用する附則第11項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
附則第14項	附則第10項	附則第19項

(狩猟税に関する経過措置)

- 21 新条例附則第20条第2項の規定は、施行日以後の狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 7月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第37号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成14年沖縄県条例第36号）の一部を次のように改正する。
 第8条を削り、第7条を第8条とし、第3条から第6条までを1条ずつ繰り下げる。
 第2条中「第30条の9第1項」を「第30条の40第1項」に改め、同条を第3条とする。
 第1条の次に次の1条を加える。

(費用負担)

- 第2条 法第30条の32第2項の規定による本人確認情報の開示を受ける者は、当該開示に要する費用を負担しなければならない。

第9条を削り、第10条を第9条とする。

附 則

この条例は、平成27年10月 5 日から施行する。

沖縄県生活環境保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 7月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第38号

沖縄県生活環境保全条例の一部を改正する条例

沖縄県生活環境保全条例（平成20年沖縄県条例第43号）の一部を次のように改正する。

目次中「第23条」を「第23条の9」に改める。

第2条中第10号を第13号とし、第9号を第12号とし、第8号を第11号とし、同条第7号中「粉じん発生施設」を「一般粉じん発生施設」に、「粉じんを」を「一般粉じんを」に、「粉じんが」を「一般粉じんが」に改め、同号を同条第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 特定粉じん排出等作業 石綿含有成形板その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で規則で定めるもの（以下「特定建築材料」という。）が使用されている建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。

第2条第6号の次に次の2号を加える。

(7) 特定粉じん 粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で規則で定めるものをいう。

(8) 一般粉じん 特定粉じん以外の粉じんをいう。

第4条第2項中「粉じん発生施設」を「一般粉じん発生施設」に改める。

第19条の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「粉じん発生施設」を「一般粉じん発生施設」に改め、同条第1項第3号から第5号までの規定中「粉じん発生施設」を「一般粉じん発生施設」に改め、同条第2項中「粉じん発生施設」を「一般粉じん発生施設」に改める。

第20条第1項中「粉じん発生施設」を「一般粉じん発生施設」に改める。

第21条及び第22条中「粉じん発生施設を」を「一般粉じん発生施設を」に、「当該粉じん発生施設」を「当該一般粉じん発生施設」に改める。

第2章第1節第2款中第23条の次に次の8条を加える。

(作業基準)

第23条の2 特定粉じん排出等作業に係る規制基準（以下「作業基準」という。）は、特定粉じんの種類及び特定粉じん排出等作業の種類ごとに、特定粉じん排出等作業の方法に関する基準として、規則で定める。

(特定粉じん排出等作業の実施の届出)

第23条の3 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）の発注者（建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。以下同じ。）又は特定工事を請負契約によらないで自ら施工する者（次項において「特定工事の発注者等」という。）は、特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 特定工事の場所
- (4) 特定粉じん排出等作業の種類
- (5) 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- (6) 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- (7) 特定粉じん排出等作業の方法

2 前項ただし書の場合において、当該特定粉じん排出等作業を伴う特定工事の発注者等は、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

3 前2項の規定による届出には、当該特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図その他の規則で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(計画変更命令)

第23条の4 知事は、前条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法が作業基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を命ずることができる。

(解体等工事に係る調査及び説明等)

第23条の5 建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事（当該建設工事が特定工事に該当しないことが明らかなものとして規則で定めるものを除く。以下「解体等工事」という。）の受注者（他の者から請け負った解体等工事の受注者を除く。次項及び第53条第1項において同じ。）は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行うとともに、規則で定めるところにより、当該解体等工事の発注者に対し、当該調査の結果について、規則で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。この場合において、当該解体等工事が特定工事に該当するときは、第23条の3第1項第4号から第7号までに掲げる事項その他規則で定める事項を書面に記載して、これらの事項について説明しなければならない。

2 前項前段の場合において、解体等工事の発注者は、当該解体等工事の受注者が行う同項の規定による調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。

3 解体等工事を請負契約によらないで自ら施工する者（第53条第1項において「自主施工者」という。）は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行わなければならない。

4 第1項及び前項の規定による調査を行った者は、当該調査に係る解体等工事を施工するときは、規則で定めるところにより、当該調査の結果その他規則で定める事項を、当該解体等工事の場所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(作業基準の遵守義務)

第23条の6 特定工事を施工する者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業について、作業基準を遵守しなければならない。

(作業基準適合命令等)

第23条の7 知事は、特定工事を施工する者が当該特定工事における特定粉じん排出等作業について作業基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該特定粉じん排出等作業について作業基準に従うべきことを命じ、又は当該特定粉じん

排出等作業の一時停止を命ずることができる。

(発注者の配慮)

第23条の8 特定工事の発注者は、当該特定工事を施工する者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該特定工事の請負契約に関する事項について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

(特定粉じん排出等作業等の完了届出)

第23条の9 第23条の3の規定による届出をした者又は大気汚染防止法第18条の15第1項若しくは第2項の規定により知事に届出をした者は、当該届出に係る作業が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 当該届出に係る作業の場所
- (3) 当該届出に係る作業の実施の期間
- (4) その他規則で定める事項

第50条第1項中「粉じん発生施設」を「一般粉じん発生施設」に改める。

第53条第1項中「設置している者」の次に「、解体等工事の発注者若しくは受注者、自主施工者若しくは特定工事を施工する者」を、「処理の方法」の次に「、解体等工事に係る建築物等の状況、特定粉じん排出等作業の状況」を、「事業場」の次に「若しくは解体等工事に係る建築物等若しくは解体等工事の現場」を、「立ち入り、ばい煙発生施設等若しくはばい煙処理施設」の次に「、解体等工事に係る建築物等」を加える。

第58条を次のように改める。

第58条 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第8条第1項、第10条第1項、第25条又は第27条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第23条の4又は第23条の7の規定による命令に違反した者

第59条第1号中「第20条第1項」の次に「、第23条の3第1項」を加える。

附則第3項及び附則第7項の表中「粉じん発生施設」を「一般粉じん発生施設」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にされた改正前の第19条第 1項若しくは第 3項、第20条第 1項又は第23条第 1項において準用する第13条若しくは第14条の規定による粉じん発生施設に係る届出は、それぞれ、改正後の第19条第 1項若しくは第 3項、第20条第 1項又は第23条第 1項において準用する第13条若しくは第14条の規定による一般粉じん発生施設に係る届出とみなす。
- 3 改正後の沖縄県生活環境保全条例（以下「新条例」という。）第23条の 3、第23条の 5、第23条の 6、第23条の 9 及び第53条第 1項の規定は、この条例の施行の際現に着手していた新条例第23条の 3 第 1項に規定する特定工事については、適用しない。
- 4 この条例の施行の日から平成28年 4月15日までの間に、新条例第23条の 3 第 1項の建設工事に着手する者に対する同項の規定の適用については、同項中「特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに」とあるのは、「平成28年 4月 1日までに」とする。

公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例をここに公布する。

平成27年 7月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第39号

公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例

(目的)

- 第 1 条** この条例は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第 1条に規定する目的の趣旨を踏まえ、公有水面埋立事業の実施による外来生物の侵入を防止することにより、生物の多様性を確保し、もって祖先から受け継いだ本県の尊い自然環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公有水面埋立事業 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定に基づく免許を受け、又は同法第42条第1項の規定に基づく承認を受けて行う公有水面の埋立ての事業をいう。
- (2) 特定外来生物 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第2条第1項に規定する特定外来生物をいう。
- (3) 事業者 公有水面埋立事業を実施する者をいう。
- (4) 埋立用材 埋立てに用いられる土砂、岩ずり及び埋立てに関連した護岸、堤防、岸壁その他これらに類する工作物の基礎捨石、被覆石、裏込石等をいう。
- (5) 搬入 積荷を陸揚げすること、その運搬の用に供する船舶を岸壁、栈橋、浮栈橋、物揚場若しくは船揚場に係留すること、又は当該船舶から公有水面埋立てを予定する海域に投入すること（第三者をしてこれらを行わせることを含む。）をいう。

(搬入の禁止)

第3条 事業者は、その実施する公有水面埋立事業に伴い特定外来生物が付着又は混入している埋立用材を県内に搬入してはならない。

(埋立用材の搬入の届出)

第4条 事業者は、公有水面埋立事業において、その採取場所が県外の地域である埋立用材を県内に搬入しようとするときは、当該埋立用材を県内に搬入する予定日の90日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 当該埋立用材を使用する公有水面埋立事業の名称
- (3) 当該埋立用材の種類、用途及び数量
- (4) 当該埋立用材を採取する場所の位置、区域及び面積
- (5) 当該埋立用材を県内に搬入する予定日、経路及び方法
- (6) 当該埋立用材への特定外来生物の付着又は混入の有無の確認のために行った調査の内容、当該埋立用材への特定外来生物の付着又は混入があったときの防除策について行った検討内容並びに防除の実施の有無及びその内容

(7) 当該埋立用材を採取し、又は県内に搬入する施行者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(8) 第6号の調査、検討及び防除を実施した施行者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(9) 当該埋立用材を県内に搬入した後に特定外来生物が付着又は混入していることが明らかになったときの防除策の概要

(10) その他規則で定める事項

（変更の届出）

第5条 前条の規定による届出をした事業者が、前条各号に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、知事に届け出なければならない。

（届出又は搬入中止の勧告）

第6条 知事は、事業者が第4条の規定による届出又は前条の規定による変更の届出をしなかったときは、事業者に対し、届出するよう勧告することができる。

2 知事は、事業者が前項に規定する勧告に応じないときは、事業者に対し、搬入の中止を勧告することができる。

（報告、勧告等）

第7条 知事は、第4条の規定による届出又は第5条の規定による変更の届出があったときは、この条例の目的達成のため必要な限度において、事業者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は勧告若しくは助言をすることができる。

（立入調査等）

第8条 知事は、特定外来生物が付着又は混入しているおそれがある埋立用材があると認めるときは、その県内への搬入の前後にかかわらず、当該職員又は知事の指定した者に、当該埋立用材の所在する場所に立ち入り、当該埋立用材を調査させ、関係者に質問させ、又は調査のために必要な最小量に限り、当該埋立用材を無償で集取させることができる。

2 前項の規定により立入調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(防除の実施又は搬入等の中止の勧告)

第9条 知事は、前条第1項の規定による立入調査等の結果、埋立用材に特定外来生物が付着又は混入していると認めるときは、事業者に対し、当該埋立用材の防除の実施又は搬入若しくは使用の中止を勧告することができる。

2 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し、当該埋立用材の搬入又は使用の中止を勧告することができる。

(1) 第7条の規定による報告若しくは資料の提出の求め又は勧告若しくは助言に正当な理由なく応じないとき。

(2) 前条第1項の規定による立入調査等に正当な理由なく応じないとき。

(専門的知識を有する者からの意見聴取)

第10条 知事は、第7条、第8条第1項及び前条に規定する措置をとるときには、専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(公表等)

第11条 知事は、事業者が正当な理由なく次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を公表することができる。

(1) 第6条第2項の規定による勧告に応じなかったとき。

(2) 第7条、第8条第1項又は第9条の規定による措置に応じず、この条例の目的達成に支障が生ずるおそれがあると認められたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、特定外来生物の付着又は混入防止のため適切な措置をとらなかったとき。

2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表をしようとする者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(規則への委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年11月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第4条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に埋立用材を県内に搬入する場合について適用する。
- 3 施行日から平成28年1月30日までの間に、公有水面埋立事業において、その採取場所が県外の地域である埋立用材を県内に搬入しようとする事業者に対する第4条の規定の適用については、同条中「当該埋立用材を県内に搬入する予定日の90日前までに」とあるのは、「平成27年11月1日までに」とする。

沖縄県青少年保護育成審議会設置条例をここに公布する。

平成27年 7月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第40号

沖縄県青少年保護育成審議会設置条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、沖縄県青少年保護育成審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(担任する事務)

第2条 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 沖縄県青少年保護育成条例（昭和47年沖縄県条例第11号。以下「条例」という。）第19条第1項の規定による優良興行及び優良図書等の推奨等に関すること。
- (2) 条例第19条第2項の規定による青少年の健全な育成に関する重要事項
- (3) いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項の規定による調査の結果に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 青少年関係団体を代表する者

- (3) 弁護士
- (4) 医師
- (5) 関係業界を代表する者
- (6) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ当該部会に属する委員のうちから指名する者がその職務を行う。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、子ども生活福祉部において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(沖縄県青少年保護育成条例の一部改正)

2 沖縄県青少年保護育成条例の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「沖縄県附属機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第50号）第1条」を「沖縄県青少年保護育成審議会設置条例（平成27年沖縄県条例第40号）第1条」に改める。

(沖縄県附属機関設置条例の一部改正)

3 沖縄県附属機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表中

沖縄県公務災害補償等審査会	沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第17条第1項の規定による審査の申立てに対して審査及び裁定を行うこと。	
沖縄県青少年保護育成審議会	沖縄県青少年保護育成条例（昭和47年沖縄県条例第11号）第19条第1項の規定による優良興行及び優良図書等の推奨等についての意見の答申並びに同条第2項の規定による青少年の健全な育成に関する重要事項の調査審議に関すること。	を

沖縄県公務災害補償等審査会	沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第17条第1項の規定による審査の申立てに対して審査及び裁定を行うこと。	に
---------------	--	---

改める。

沖縄県医療施設耐震化臨時特例基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成27年 7月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第41号

沖縄県医療施設耐震化臨時特例基金条例を廃止する条例

沖縄県医療施設耐震化臨時特例基金条例（平成21年沖縄県条例第58号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 7月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第42号

沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例

沖縄県港湾管理条例（昭和47年沖縄県条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

	旅客定期航路船舶のうち外航船舶（総トン数20トン以上の船舶）	係留1回（継続するものは、24時間までを1回とする。）総トン数1トンにつき	2円
	旅客定期航路船舶のうち内航船舶（総トン数20トン以上の船舶）	係留1回（継続するものは、24時間までを1回とする。）総トン数1トン	2.16円

岸壁、物揚場及び 棧橋使用料		につき		を
	旅客定期航路船舶以外の 船舶のうち外航船舶（総 トン数20トン以上の船 舶）	係留1回（継続するもの は、24時間までを1回と する。）総トン数1トン につき	4円	
	旅客定期航路船舶以外の 船舶のうち内航船舶（総 トン数20トン以上の船 舶）	係留1回（継続するもの は、24時間までを1回と する。）総トン数1トン につき	4.32円	

係留施設 使用料	岸壁、 物揚場 及び棧 橋使用 料	旅客定期航路船舶のうち 外航船舶（総トン数20ト ン以上の船舶）	係留1回（継続するもの は、24時間までを1回と する。）総トン数1トン につき	2円	に
		旅客定期航路船舶のうち 内航船舶（総トン数20ト ン以上の船舶）	係留1回（継続するもの は、24時間までを1回と する。）総トン数1トン につき	2.16円	
		旅客定期航路船舶以外の 船舶のうち外航船舶（総 トン数20トン以上の船 舶）	係留1回（継続するもの は、24時間までを1回と する。）総トン数1トン につき	4円	
		旅客定期航路船舶以外の 船舶のうち内航船舶（総 トン数20トン以上の船 舶）	係留1回（継続するもの は、24時間までを1回と する。）総トン数1トン につき	4.32円	
	給電設 備使用 料		1時間につき	217円	

改める。

附 則

この条例は、平成27年 9月 1日から施行する。

沖縄県いじめ防止対策審議会設置条例をここに公布する。

平成27年 7月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第43号

沖縄県いじめ防止対策審議会設置条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づき、沖縄県いじめ防止対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(担任する事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 沖縄県いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策に関すること。
- (2) 県立学校における法第24条に規定する事案に関すること。
- (3) 県立学校における法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、法律、医療、心理、福祉等に関する専門的な知識及び経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育庁において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 7月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第44号

沖縄県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成15年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第15条」を「第15条第1項及び第8項」に改め、同条の表を次のように改める。

選挙区		議員数
名称	区域	
名護市選挙区	名護市の区域	2人
うるま市選挙区	うるま市の区域	4人
沖縄市選挙区	沖縄市の区域	5人
宜野湾市選挙区	宜野湾市の区域	3人
浦添市選挙区	浦添市の区域	4人
那覇市・南部離島選挙区	那覇市、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村及び久米島町の区域	11人
豊見城市選挙区	豊見城市の区域	2人
島尻・南城市選挙区	南城市、与那原町、南風原町及び八重瀬町の区域	4人
糸満市選挙区	糸満市の区域	2人
宮古島市選挙区	宮古島市及び多良間村の区域	2人
石垣市選挙区	石垣市、竹富町及び与那国町の区域	2人
国頭郡選挙区	国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、伊平屋村及び伊是名村の区域	2人
中頭郡選挙区	読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村及び西原町の区	5人

	域	
--	---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の沖縄県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員数に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

規 則

沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 7月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第52号

沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則

沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第241条第1号の表沖縄県本人確認情報保護審議会の項中「第30条の9第2項」を「第30条の40第2項」に、「第30条の5第1項」を「第30条の6第1項」に改め、同条第2号の表沖縄県青少年保護育成審議会の項中「沖縄県青少年保護育成条例（昭和47年沖縄県条例第11号）第19条第1項の規定による優良興行及び優良図書等の推奨等についての意見の答申並びに同条第2項の規定による青少年の健全な育成に関する重要事項の調査審議に関すること。」を「沖縄県青少年保護育成条例（昭和47年沖縄県条例第11号）第19条第1項の規定により優良興行及び優良図書等の推奨等について意見を述べること及び同条第2項の規定により青少年の健全な育成に関する重要事項について調査審議すること並びにいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議すること。」に改める。

附 則

この規則は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第241条第2号の表の改正規定は、公布の日から施行する。

沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 7月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第53号

沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則

(沖縄県税条例施行規則の一部改正)

第1条 沖縄県税条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第20条の2中「第72条の23第2項」を「第72条の23第1項ただし書」に改める。

第215号様式を次のように改める。

第215号様式（表）

狩 猟 税 申 告 書

年 月 日

沖縄県 県税事務所長 殿
事務 所 長

住所 _____
氏名 _____ 印

狩猟免許を受けた日	年 月 日	狩猟免許の番号	第 号
狩猟免許の種類	網猟 わな猟 第1種 第2種	狩猟免許の場所	
狩猟者の登録を受けた日	年 月 日	狩猟者登録番号	第 号
右の場 合と番 号を 下 さい。 ○で 囲ん で	課 税 免 除	1 対象鳥獣捕獲員として狩猟者の登録を受ける場合 2 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者として狩猟者の登録を受ける場合	
	軽 減 税 率	3 許可捕獲者として、軽減税率が適用される狩猟者の登録を行う場合 4 許可捕獲事業者の従事者として、軽減税率が適用される狩猟者の登録を行う場合	

狩猟者の登録及び税率の区分(該当する税額を○で囲んで下さい。)	免許の種類	税率の区分	当該年度の都道府県民税の所得割額の納付の有無等	県内全域の登録	軽減税率の適用の登録	放鳥獣の登録	放鳥獣の登録が受ける区域の登録
第1種	1	①	所得割額の納付を要する者の控除対象配偶者又は扶養親族(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)	16,500円	8,200円	4,100円	12,300円
		②	所得割額の納付を要しない者(①に該当する者を除く。)	11,000円	5,500円	2,700円	8,200円
網猟・わな猟	3	⑤	所得割額の納付を要する者の控除対象配偶者又は扶養親族(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)	8,200円	4,100円	2,000円	6,100円
		⑥	所得割額の納付を要しない者(⑤に該当する者を除く。)	5,500円	2,700円	1,300円	4,100円
第2種	5	⑨	第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者	5,500円	2,700円	1,300円	4,100円

証紙をはるところ
※注意 証紙は、狩猟税用の沖縄県証紙をはってください。
なお、消印はしないでください。

※裏面もありますので、必ずお読み下さい。

(裏)

- 注1 第1種銃猟免許、網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、2又は4の税率の適用を受けるものは、下記証明欄に市区町村長の証明を受けて下さい。
- 2 市町村長の指名又は任命を受けた対象鳥獣捕獲員については、この申告書に対象鳥獣捕獲員であることを証する証明書を添付して下さい。
 - 3 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者は、①認定鳥獣捕獲等事業者の認定証の写し、②捕獲従事者であることを証する証明書、③認定鳥獣捕獲等事業が実施されたことを証する書類及び④認定鳥獣捕獲等事業に従事した際の従事者証の写しをこの申告書に添付して下さい。
 - 4 軽減税率が適用される狩猟者の登録(以下「軽減税率適用登録」という。)を行うことができる許可捕獲者とは、狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内に、県の区域を対象とする許可捕獲等を行った狩猟者のことです。ただし、軽減税率適用登録の要件を満たす者が、狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内に許可捕獲等を行った後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には軽減を受けることはできません。
 - 5 軽減税率適用登録を行うことができる許可捕獲事業者の従事者とは、狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内に、許可捕獲事業者の従事者として県の区域を対象とする許可捕獲等を行った狩猟者のことです。ただし、軽減税率適用登録の要件を満たす従事者が、狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内に許可捕獲等を行った後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には軽減を受けることはできません。
 - 6 上記4又は5のものが狩猟税の軽減を受ける場合は、①許可捕獲者であることを証する証明書(許可証又は従事者証の写し)及び②捕獲等の結果を示す書面をこの申告書に添付して下さい。

証 明 欄
<p>この申告を行う者は、地方税法第700条の52第1項第2号又は第4号に規定する次のいずれかに該当する者であることを証明します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該年度の都道府県民税所得割額の納付を要しない者で、地方税法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者(以下「控除対象配偶者」という。)又は同項第8号に規定する扶養親族(以下「扶養親族」という。)以外のもの 2 当該年度の都道府県民税所得割額の納付を要しない者の控除対象配偶者又は扶養親族 3 当該年度の都道府県民税所得割額の納付を要する者の控除対象配偶者又は扶養親族で、農業、水産業又は林業に従事しているもの <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">市区町村長 印</p>

(沖縄県税条例施行規則の一部改正)

第2条 沖縄県税条例施行規則の一部を次のように改正する。

第20条の2中「第72条の23第1項ただし書」を「第72条の23第2項」に改める。

附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成28年4月1日から施行する。

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年7月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第54号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則(平成14年沖縄県規則第44号)の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条第1項中「第30条の37第1項」を「第30条の32第1項」に、「第2号様式」を「第1号様式」に改め、同条を第2条とする。

第4条第1項中「第3号様式」を「第2号様式」に改め、同条第2項中「第30条の38第2項」を「第30条の33第2項」に、「第4号様式」を「第3号様式」に改め、同条を第3条とする。

第5条第1項中「第30条の37第2項」を「第30条の32第2項」に、「第5号様式」を「第4号様式」に、「表示装置 |」を「表示装置」に改め、同条第2項中「第3条第2項本文」を「第2条第2項本文」に改め、同条を第4条とする。

第6条第1項中「第9条」を「第2条」に改め、同条を第5条とする。

第7条第1項中「第30条の40」を「第30条の35」に、「第6号様式」を「第5号様式」に改め、同条第2項中「第3条第2項」を「第2条第2項」に改め、同条第3項中「第30条の40」を「第30条の35」に、「第7号様式」を「第6号様式」に改め、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(身分証明書)

第7条 法第30条の39第2項に規定する証明書は、第7号様式のとおりとする。

第1号様式を削る。

第2号様式中「第3条関係」を「第2条関係」に、「第30条の37第1項」を「第30条の32第1項」に、

氏 名		生 年 月 日	年	月	日	を
性 別		住民票コード				

氏 名		生 年 月 日	年	月	日	に
性 別		住民票コード	個人番号			

改め、同様式を第1号様式とする。

第3号様式中「第4条関係」を「第3条関係」に、「第30条の37第2項」を「第30条の32第2項」に、「係」を「班」に改め、同様式を第2号様式とする。

第4号様式中「第4条関係」を「第3条関係」に、「第30条の38第2項」を「第30条の33第2項」に、「第30条の38第1項」を「第30条の33第1項」に改め、同様式を第3号様式とする。

第5号様式中「第5条関係」を「第4条関係」に、

氏名		を
----	--	---

個人番号		氏名		に
------	--	----	--	---

改め、同様式を第4号様式とする。

第6号様式中「第7条関係」を「第6条関係」に、「第30条の40」を「第30条の35」に、

氏 名		を
-----	--	---

個 人 番 号		に
氏 名		

改め、同様式を第5号様式とする。

第7号様式中「第7条関係」を「第6条関係」に、「第30条の40」を「第30条の35」に、「係」を「班」に改め、同様式を第6号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第7号様式（第7条関係）

(表)

	第 号
身分証明書	
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p style="margin: 0;">写 真</p> </div>	所 属 職 名 氏 名 生年月日
<p>上記の者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の39第1項の規定による立入検査を行う職員であることを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">沖縄県知事 印</p>	

(裏)

住民基本台帳法抜すい

(報告及び検査)

第30条の39 都道府県知事は、前条第4項又は第5項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第2項又は第3項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 (略)

附 則

この規則は、平成27年10月5日から施行する。

沖縄県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年7月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第55号

沖縄県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県生活環境保全条例施行規則（平成21年沖縄県規則第49号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

(特定粉じん)

第4条の2 条例第2条第7号の規則で定める物質は、石綿とする。

第5条の見出しを「（一般粉じん発生施設）」に改め、同条中「第2条第7号」を「第2条第9号」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(特定建築材料)

第5条の2 条例第2条第10号の規則で定める建築材料は、次に掲げるもののうち石綿をその重量の0.1

パーセントを超えて含有するものとする。

- (1) 石綿含有成形板（石綿を含有する板状に成形された建築材料をいう。）
- (2) 石綿含有成形板以外の石綿含有建材（大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）第3条の3各号及び前号に掲げる以外の建築材料をいう。）

（特定粉じん排出等作業）

第5条の3 条例第2条第10号の規則で定める作業は、次に掲げる作業とする。

- (1) 特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物以外の建築物であって、当該建築物の延べ面積が80平方メートル未満のものを除く。以下「建築物等」という。）を解体する作業

- (2) 特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業

第6条中「第2条第9号」を「第2条第12号」に改める。

第7条中「第2条第9号ア」を「第2条第12号ア」に改める。

第8条中「第2条第9号イ」を「第2条第12号イ」に改める。

第13条中「粉じん発生施設」を「一般粉じん発生施設」に改める。

第16条の見出し中「粉じん発生施設」を「一般粉じん発生施設」に改め、同条第1項中「粉じん発生施設設置（使用、変更）届出書」を「一般粉じん発生施設設置（使用、変更）届出書」に改め、同条第2項第1号中「粉じん発生施設」を「一般粉じん発生施設」に改め、同項第2号及び第3号中「粉じん」を「一般粉じん」に改める。

第17条の次に次の9条を加える。

（作業基準）

第17条の2 石綿に係る条例第23条の2の作業基準は、次のとおりとする。

- (1) 特定粉じん排出等作業を行う場合は、見やすい箇所に次に掲げる事項を表示した掲示板を設けること。

ア 条例第23条の3第1項又は第2項の届出年月日及び届出先、届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ 特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ウ 特定粉じん排出等作業の実施の期間

エ 特定粉じん排出等作業の方法

オ 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所

- (2) 前号に定めるもののほか、別表第7の2の中欄に掲げる作業の種類ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。

（特定粉じん排出等作業の実施の届出）

第17条の3 条例第23条の3第1項及び第2項の規定による届出は、特定粉じん排出等作業実施届出書（第6号の2様式）によってしなければならない。

2 条例第23条の3第3項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
- (2) 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- (3) 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- (4) 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
（特定工事に該当しないことが明らかな建設工事）

第17条の4 条例第23条の5第1項の規則で定める建設工事は、次に掲げる建設工事とする。

- (1) 平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該建築物等以外の建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴わないもの
- (2) 建築物等のうち平成18年9月1日以後に改造又は補修の工事に着手した部分を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該部分以外の部分を改造し、若しくは補修し、又は当該建築物等以外の建築物等（平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を除く。）を解体し、改造し、若しくは補修する作業を伴わないもの

（解体等工事に係る説明の時期）

第17条の5 条例第23条の5第1項の規定による説明は、解体等工事の開始の日までに（当該解体等工事が特定工事に該当し、かつ、特定粉じん排出等作業を当該特定工事の開始の日から14日以内に開始する場合には、当該特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに）行うものとする。ただし、災害その他非常の事態の発生により解体等工事を緊急に行う必要がある場合には、速やかに行うものとする。

（解体等工事に係る説明の事項）

第17条の6 条例第23条の5第1項前段の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 調査を終了した年月日
- (2) 調査の方法
- (3) 調査の結果

（特定工事に係る説明の事項）

第17条の7 条例第23条の5第1項後段の規則で定める事項は、第17条の3第2項各号に掲げる事項とする。

（解体等工事に係る掲示の方法）

第17条の8 条例第23条の5第4項の規定による掲示は、掲示板を設けることにより行うものとする。

（解体等工事に係る掲示の事項）

第17条の9 条例第23条の5第4項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 条例第23条の5第1項又は第3項の規定による調査を行った者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 調査を終了した年月日
- (3) 調査の方法
- (4) 解体等工事が特定工事に該当する場合は、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類

（特定粉じん排出等作業等の完了届出）

第17条の10 条例第23条の9の規定による届出は、特定粉じん排出等作業等完了届出書（第6号の3様式）によってしなければならない。

2 条例第23条の9第4号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 特定粉じん排出等作業等の一連の作業の状況を示したもの
- (2) 特定粉じん排出等作業等の工程を示した工程表
- (3) 作業計画と実施した作業との相違点
- (4) その他知事が必要と認める事項

第27条第1項第2号中「すべて」を「全て」に改める。

第29条第2号中「粉じん発生施設」を「一般粉じん発生施設」に改める。

第35条第2項中「粉じん発生施設」を「一般粉じん発生施設」に改め、「粉じんの」を「一般粉じんの」に改め、同条中第4項を第7項とし、第3項の次に次の3項を加える。

- 4 知事は、条例第53条第1項の規定により、解体等工事の発注者に対し、条例第23条の3第1項第4号から第7号までに掲げる事項、第17条の3第2項各号に掲げる事項及び条例第23条の5第1項の規定による調査について報告を求めることができる。
- 5 知事は、条例第53条第1項の規定により、解体等工事の受注者に対し条例第23条の5第1項の規定による調査について、自主施工者に対し条例第23条の3第1項第4号から第7号までに掲げる事項、第17条の3第2項各号に掲げる事項及び条例第23条の5第1項の規定による調査について、それぞれ報告を求め、又はその職員に、解体等工事に係る建築物等若しくは解体等工事の現場に立ち入り、解体等工事に係る建築物等、解体等工事により生じた廃棄物その他の物及び関係帳簿書類を検査させ、若しくは関係人に対する指示又は指導を行わせることができる。
- 6 知事は、条例第53条第1項の規定により、特定工事を施工する者（特定工事を請負契約によらないで自ら施工する者を除く。）に対し、条例第23条の3第1項第6号及び第7号に掲げる事項並びに第17条の3第2項各号に掲げる事項について報告を求め、又はその職員に、特定工事に係る建築物等若しくは特定工事の現場に立ち入り、特定粉じん排出等作業に使用される機械器具及び資材（特定粉じんの排出又は飛散を抑制するためのものを含む。）を検査させ、若しくは関係人に対する指示又は指導を行わせることがで

きる。

第38条第2項中「粉じん発生施設」を「一般粉じん発生施設」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 2以上の特定粉じん排出等作業及び大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に規定する特定粉じん排出等作業（以下「特定粉じん排出等作業等」という。）についての条例の規定による届出は、当該2以上の特定粉じん排出等作業等が同一の建築物等について行われる場合又は当該2以上の特定粉じん排出等作業等が同一の工場若しくは事業場において行われる場合に限り、一の届出書によって届出をすることができる。

別表第2中「粉じん発生施設」を「一般粉じん発生施設」に改める。

別表第7中「粉じん」を「一般粉じん」に改め、同表の次に次の1表を加える。

別表第7の2（第17条の2関係）

特定粉じん排出等作業に関する基準

項	特定粉じん排出等作業の種類	作業基準
1	解体する作業（次項に掲げるものを除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 (1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 (2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 (3) 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。
2	人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業	作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
3	改造し、又は補修する作業	1の項に掲げる措置に準じた方法により行うか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

第3号様式及び第4号様式中「粉じん発生施設」を「一般粉じん発生施設」に改める。

第6号様式中「粉じん発生施設」を「一般粉じん発生施設」に、「別紙1から別紙4」を「別紙1から別紙4まで」に改め、同様式備考中「粉じん発生施設」を「一般粉じん発生施設」に改め、同様式別紙2中「粉じん発生施設」を「一般粉じん発生施設」に改め、同様式別紙2備考中「粉じん発生施設」を「一般粉じん発生施設」に、「粉じんの」を「一般粉じんの」に改め、同様式別紙3中「粉じん発生施設」を「一般粉じん発生施設」に改め、同様式別紙3備考中「粉じん発生施設」を「一般粉じん発生施設」に、「粉じんの」を「一般粉じんの」に改め、同様式別紙4中「粉じん発生施設」を「一般粉じん発生施設」に改め、同様式別紙4備考中「粉じん発生施設」を「一般粉じん発生施設」に、「粉じんの」を「一般粉じんの」に改め、同様式の次に次の2様式を加える。

第6号の2様式（第17条の3関係）

特定粉じん排出等作業実施届出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人
 届出者 人にあるはその代表者の氏名 印
 電話番号

特定粉じん排出等作業を実施するので、沖縄県生活環境保全条例第23条の3第1項（第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

特定工事の場所	(特定工事の名称)			
特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあるはその代表者の氏名				
特定粉じん排出等作業の種類	沖縄県生活環境保全条例施行規則別表第7の2 1の項 建築物等の解体作業（次項を除く。） 2の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 3の項 改造・補修作業 ____ (件)			
特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 年 月 日	※整理番号		
	至 年 月 日	※受理年月日		
特定建築材料の種類	1 石綿含有成形板 2 石綿含有成形板以外の石綿含有建材	※審査結果		
特定建築材料の使用箇所	見取図のとおり。			
特定建築材料の使用面積	m ²			
特定粉じん排出等作業の方法	別紙のとおり。			
参考事項	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要	建築物（耐火・準耐火・その他） 延べ面積 m ² （階建） その他工作物	※備考	
	特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号		
	下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号		

- 備考 1 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及び特定建築材料の使用箇所を記入すること。
- 2 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもって、沖縄県生活環境保全条例施行規則第17条の3第2項第1号に規定する事項のうち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要及び同項第3号及び第4号に規定する事項を記載した書類とみなす。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書、見取図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- 5 氏名（法人にあるはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあるはその代表者）が署名することができる。

別紙

特定粉じん排出等作業の方法

特定建築材料の処理方法	除去・その他
使用する資材及びその種類	
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	

- 備考 1 本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。
- 2 使用する資材及びその種類の欄には、湿潤剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。
- 3 その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、沖縄県生活環境保全条例施行規則別表第7の2に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法等を記載すること。
- 4 養生の状況、掲示板の設置状況を示す見取図を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量（㎡）を記入すること。

第6号の3様式（第17条の10関係）

特定粉じん排出等作業等完了届出書

年 月 日

沖 縄 県 知 事 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 印
 届出者 電話番号

沖縄県生活環境保全条例第23条の3（大気汚染防止法第18条の15第1項又は第2項）の規定による届出に係る作業を完了したので、沖縄県生活環境保全条例第23条の9の規定により次のとおり届け出ます。

特定粉じん排出等作業等の場所	(特定粉じん排出等作業等の名称)
特定粉じん排出等作業等の実施の期間	開始 年 月 日 終了 年 月 日
特定粉じん排出等作業等の一連の作業状況を示したもの	
特定粉じん排出等作業等の工程を示した工程表	
作業計画と実施した作業との相違点	
特定粉じん排出等作業等を伴う建設工事を施工した者	住所 氏名 (法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

- 備考 1 届出書の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

第11号様式裏中「設置している者」の次に「、解体等工事の発注者若しくは受注者、自主施工者若しくは特定工事を施工する者」を、「処理の方法」の次に「、解体等工事に係る建築物等の状況、特定粉じん排出等作業の状況」を、「くは事業場」の次に「若しくは解体等工事に係る建築物等若しくは解体等工事の現場」を、「立ち入り、ばい煙発生施設等若しくはばい煙処理施設」の次に「、解体等工事に係る建築物等」を加える。

附 則

この規則は、平成28年 4月 1日から施行する。

公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例施行規則をここに公布する。
平成27年 7月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第56号

公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例（平成27年沖縄県条例第39号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(埋立用材の搬入の届出)

第 2 条 条例第 4 条又は第 5 条の規定による届出は、埋立用材搬入（変更）届出書（第 1 号様式）により行うものとする。

(変更の届出を要しない軽微な変更)

第 3 条 条例第 5 条の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第 4 条第 3 号に掲げる事項に係る変更（埋立用材の数量が減少するものに限る。）
- (2) 条例第 4 条第 4 号に掲げる事項に係る変更（埋立用材を採取する場所の面積が減少するものに限る。）

(身分証明書)

第 4 条 条例第 8 条第 2 項の身分を示す証明書は、第 2 号様式のとおりとする。

(公表の方法)

第 5 条 条例第11条の規定による公表は、沖縄県公報に登載するほか、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

附 則

この規則は、平成27年11月 1日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、公布の日から施行する。

第 1 号様式（第 2 条関係）

埋立用材搬入（変更）届出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所
氏名 印

届出者

〔法人にあつては、名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地〕

公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例（平成27年沖縄県条例第39号）第 4 条（第 5 条）の規定により、埋立用材の搬入について、次のとおり届け出ます。

当該埋立用材を使用する 公有水面埋立事業の名称		
当該埋立用材の種類、用途及び数量	種類	
	用途	
	数量	
△当該埋立用材を採取する場所の位置、区域及び面積	別紙（ ）のとおり。	
△当該埋立用材を県内に搬入する予定日、	別紙（ ）のとおり。	

経路及び方法		
当該埋立用材への特定外来生物の付着又は混入の有無の確認のために行った調査の内容、当該埋立用材への特定外来生物の付着又は混入があったときの防除策について行った検討内容並びに防除の実施の有無及びその内容	△調査の内容	※別紙（ ）のとおり。
	△防除策について行った検討内容	別紙（ ）のとおり。
	△防除の実施の有無及びその内容	別紙（ ）のとおり。
当該埋立用材を採取し、又は県内に搬入する施行者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	氏名（名称及び代表者の氏名）	
	住所（所在地）	
条例第4条第6号の調査、検討及び防除を実施した施行者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	氏名（名称及び代表者の氏名）	
	住所（所在地）	
△当該埋立用材を県内に搬入した後に特定外来生物が付着又は混入していることが明らかになったときの防除策の概要		別紙（ ）のとおり。

- 備考 1 △印の項の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 2 ※印の別紙については、できる限り、当該埋立用材を採取する場所及びその付近の状況を明らかにした天然色写真その他の資料を添付すること。
- 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。

第2号様式（第4条関係）

（表）

第	号	身分証明書	↑
所属 職名 氏名			8 セ ン チ メ ー ト ル ↓
上記の者は、公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例（平成27年沖縄県条例第39号）第8条第1項の規定により立入調査を行う者であることを証明する。			
年 月 日			
沖縄県知事 印			
← 12センチメートル →			

（裏）

公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例（抜粋）
（立入調査等）

第8条 知事は、特定外来生物が付着又は混入しているおそれがある埋立用材があると認めるときは、その県内への搬入の前後にかかわらず、当該職員又は知事の指定した者に、当該埋立用材の所在する場所に立ち入り、当該埋立用材を調査させ、関係者に質問させ、又は調査のために必要な最小量に限り、当該埋立用材を無償で集取させることができる。

2 前項の規定により立入調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

沖縄県青少年保護育成審議会規則を廃止する規則をここに公布する。

平成27年 7月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第57号

沖縄県青少年保護育成審議会規則を廃止する規則

沖縄県青少年保護育成審議会規則（昭和47年沖縄県規則第129号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 7月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第58号

沖縄県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県港湾管理条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第142号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表岸壁、物揚場又は栈橋の項の次に次のように加える。

給電設備	給電設備使用許可申請書（第3号様式の2）
------	----------------------

第3号様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式の2（第6条関係）

給電設備使用許可申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所
 申請人 氏 名
 連絡先
 （法人にあつては事務所の所在地、名称・代表者氏名）

次のとおり給電設備を使用したいので許可願います。

申請者コード			
コンセント番号		船 名	
使用予定期間	年 月 日 時 分 から	年 月 日 時 分まで	

備 考												
港湾管理者記入欄 (以下の欄は、記入しないこと。)												
使 用 期 間	年	月	日	時	分	から	年	月	日	時	分	まで
使 用 時 間	時間			使 用 料 金	円							

附 則

この規則は、平成27年 9月 1日から施行する。

教 育 委 員 会 事 項

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 7月17日

沖縄県教育委員会

委員長 泉 川 良 範

沖縄県教育委員会規則第9号

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則

沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第33条に次の1号を加える。

- (1) 沖縄県いじめ防止対策審議会

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 ちとせ印刷
〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号